

I 基本理念と基本方針

1 基本理念

県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり

- 地方分権・地域間競争の時代を迎え、新たな魅力を創出し県内各地域の活力を向上させるためには、県民と行政が一体となって創意工夫し、様々な課題に主体的かつ積極的に取り組むことが重要です。
- 県が複雑・多様化する行政に対する県民ニーズに的確かつ機動的に対応するためには、各部局が相互の連絡調整を密にして一体となって行政機能を発揮することが不可欠であり、現在21箇所に分散している庁舎を同一敷地に集約し、県民の利便性や業務の効率性・生産性を高めて、県民サービスをより一層向上させ、ひいては長崎県全体の活性化に繋げる必要があります。
- また、県庁舎は、地震等の大規模な災害が発生した際の防災拠点施設となることから、県民生活の安全・安心を支えるため、特に重要な防災拠点施設としての安全性能基準を満たす必要があります。
- このため、県民生活の安全・安心を支え、効率的に機能する庁舎であるとともに、県民が気軽に利用するにとどまらず、県政に積極的に参画する場となるような「**県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり**」を目指します。

2 基本方針

基本理念である「県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり」を実現するため、県庁舎整備の基本方針を次のとおりとします。

- 1 県民生活の安全・安心を支える庁舎
- 2 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎
- 3 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎



1 県民生活の安全・安心を支える庁舎

- 現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、震度6強の地震で倒壊又は崩壊する危険性が高いため、新しい庁舎は、**特に重要な防災拠点施設としての安全性能基準を満たすもの**とします。
- 県民生活の安全・安心を確保するため、地震、台風、集中豪雨等の災害に対する高い安全性を持ち、様々な自然災害や事故発生時の救助等の応急対策を中心とした**防災拠点として、県の司令塔機能を十分に発揮できる庁舎**とします。
- 敷地に隣接する耐震岸壁^{※1}や防災緑地^{※2}は災害時の物資輸送等の拠点となり、また、多くの人々が利用する長崎駅にも隣接することから、災害の状況に応じて、エントランスホールを一時的な避難や医療活動の場として活用するなど、県民の生命・財産を守るための**災害対策活動を支援する庁舎**とします。
- 県民の安全で安心な暮らしを実現するため、犯罪等の未然防止や発生時の迅速かつ的確な対応、交通の安全性向上と円滑化を図るなど、**防犯・交通安全の機能を十分に発揮できる警察本部庁舎**とします。

2 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎

- 県民サービスをより一層向上させ、長崎県全体の活性化に繋げるため、分散している本庁機能を集約し、県民と行政との協働により豊かな発想で各種施策を展開できる庁舎とします。整備にあたっては、現庁舎の規模を基本として必要最小限度の機能のみを付加するとともに、華美な装飾や地下駐車場は設けないなど、**コンパクトで低コストな庁舎**とします。
- 道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応して容易に転用できる設計とするなど、建物使用時においても、**柔軟で経済性が高く、将来の県民負担を軽減できる長寿命な庁舎**とします。
- 執務室のほか会議室、来庁者との対応スペースなど、県民が気軽に利用できるとともに、**効率的に業務ができ、新たな施策を創り出すことができる執務環境を整備することにより、県民サービスを向上させる庁舎**とします。
- 県民に開かれた庁舎とすることを前提としつつ、県が扱う県民の個人情報情報の保護など、**セキュリティに配慮した庁舎**とします。
- 地球規模で温暖化対策が求められている中で、省資源・省エネルギーなど環境に配慮し、他県に先駆けて低炭素社会^{※3}の実現を目指すための最先端の取り組みを行う**新時代環境共生型の庁舎**とします。

※1 耐震岸壁

大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送等を行うことができるよう一般の岸壁より耐震性を強化した岸壁のこと。

※2 防災緑地

災害時に大量の物資や被災者の輸送を可能とするための用地と避難防災上のオープンスペースを兼ねた緑地として今後整備します。平常時には県民の憩いの場として開放されます。

※3 低炭素社会

二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出を抑える社会のこと。

3 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎

- 庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用でき、憩い、集える公園的な空間とします。また、平日は、行政棟のエントランスホールや展望施設についても県民が自由に利用できるようにするとともに、執務室も県民に対してよりオープンにして、県民と行政との協働や県民の県政への参画が容易にできるようにします。さらに、閉庁日は、エントランスホールや展望施設に加え、会議室についても県民が利用できるようにします。

このように、敷地を含め、県民に開かれ、憩いや交流と協働の場となり、県民が気軽に利用できる庁舎とします。
- 「人」と「もの」の交流を拡大して長崎県の活力の向上を図るため、**本県の魅力や情報を幅広く発信できる庁舎**とします。
- 敷地内に、来庁者の駐車場やタクシーなどの待機所を設けるほか、^{※1}長崎駅の新駅舎や周辺道路からの歩行者動線を確保するなど、県内各地域から訪れる**県民の利便性に優れ、県民が訪れやすい庁舎**とします。
- お年寄りや障害のある方など誰もが快適に利用できる^{※2}**ユニバーサルデザイン**の考え方を踏まえ、^{※3}**バリアフリー化**を推進するなど、**県民に優しく、県民が使いやすい庁舎**とします。
- 県議会は、県民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能や行政に対する監視機能を十分に発揮していく必要があります。このため、県議会の活動や県政の重要課題の審議状況を広く県民に知ってもらえるよう、**県民が身近に感じる議会庁舎**とします。
- 長崎のまちの魅力や交流機能を高め、ひいてはその効果を長崎県全体に波及させるきっかけとするため、**周辺のまちづくりとの連携**や「港」の風景との調和を図るなど**景観やデザイン等に配慮した庁舎**とします。

※1 長崎駅の新駅舎

JR長崎本線連続立体交差事業と長崎駅周辺土地区画整理事業が平成21年度に事業認可を受け、概ね10年後までには、現在の駅舎から西へ約150m移動した場所に高架式の新駅舎が整備されます。

※2 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの方が快適に利用できるようにデザインすること。

※3 バリアフリー

バリア（障壁）をなくすことを意味します。建築設計においては、段差をなくしたり、出入口や廊下の幅を広げるなど、お年寄りや障害のある方などが利用するために支障がないものとする。